本大臣は、また、日米安全保障協議委員会の二千十二年四月二十七日付けの共同発表において表明された決定であって、二千六年五月一日付けの同委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された計画の調整に関するものに言及し、当該調整の結果、この書簡の別添A及び別添Bの付表がそれぞれ二千九年の交換公文及び二千十年の交換公文の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十九日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ閣下

別添A

付表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備の設計事業（第一段階）
七百十万合衆国ドル（七、一〇〇、〇〇〇ドル）

フィネガヤン地区における基地内基盤整備の設計事業及び建設事業（第二段階）
一億八千四百六十万合衆国ドル（一八四、六〇〇、〇〇〇ドル）

アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業
四千三十万合衆国ドル（四〇、三〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における基地内基盤整備事業
八千八百九十万合衆国ドル（八八、九〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎及び診療所）
千五百十万合衆国ドル（一五、一〇〇、〇〇〇ドル）
合計三億三千六百万合衆国ドル（三三六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

別添B

付表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備の建設事業（第一段階）
三億九百万合衆国ドル（三〇九、〇〇〇、〇〇〇ドル）

フィネガヤン地区における消防署の建設事業
二千五百十万合衆国ドル（二五、一〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設事業
二千四百八十万合衆国ドル（二四、八〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における診療所の建設事業
九千六百万合衆国ドル（九六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における基地管理庁舎、戦闘後方支援大隊の司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎）
四千二百九十万合衆国ドル（四二、九〇〇、〇〇〇ドル）
合計四億九千七百八十万合衆国ドル（四九七、八〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十九日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第三百二十八号

平成二十六年九月七日にコロンボで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十月六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百三十七億千七百万円（一三、七一七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地上テレビ放送デジタル化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　借款は、スリランカの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　スリランカ民主社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。